県政経営会議資料
令和８年（2026年）９月１日
総合企画部 DX推進課

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

１　改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正および情報提供ネットワークシステムによる外国人保護の事務に係る情報連携の運用が可能となったことに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年滋賀県条例第61号）の一部を改正しようとするものです。

２　改正の概要

(1) 個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務のうち知事が利用することができる事務から「生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの」を削除することとします。（別表第１関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第　号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年　月　日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年滋賀県条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表第１知事の項を次のように改める。

知事	特定個人番号利用事務（法第19条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>本則・付則　省略
別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>知事</td><td>(1) 特定個人番号利用事務（法第19条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）
(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr></table>別表第２　省略</td><td>本則・付則　省略
別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>知事</td><td>特定個人番号利用事務（法第19条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）</td></tr><tr><td colspan="2">省略</td></tr></table>別表第２　省略</td></tr>
</table>

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）

１　法改正の背景

○これまでのマイナンバー制度では、
　法律でマイナンバーの利用が認められている事務（法定事務）についてのみ、マイナンバーの利用が可能だった。

２　条例に関係する法改正の内容

○法律でマイナンバーの利用が認められている事務（法定事務）に**準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）である「準法定事務」**についても、マイナンバーの利用が可能となった。

例：高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務

- 法定事務：授業料を対象とした給付
- 準法定事務：高校を中退した後に再入学した人の授業料を対象とした給付事務と、教科書代や学用品といった授業料以外の部分を対象とした事務←改正前は「独自利用事務」として実施

３　条例改正の概要

法の一部を改正する法律が、令和５年６月９日に公布、令和６年５月２７日に施行されたことから、本県の条例についても所要の改正を行う。
（１）法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）である「準法定事務」についてもマイナンバーの利用が可能となる規定が制定されたことに伴い、**不必要となる規定の整理**を行います。
（２）この条例は、公布の日から施行することとします。

関係事務の一覧（準法定事務と独自利用事務で重複しているもの）

法定事務	準法定事務	独自利用事務
高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務 （番号法別表123、別表主務省令第66条）	学び直し支援金の支給に関する事務　（私立学校） （準法定主務省令の表７）	令和7年改正で削除 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務 （別表第１知事（２）、別表２知事（２））
	滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務 （準法定主務省令の表８）	令和7年改正で削除 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務 （別表第１知事（３）、別表第２知事（３））
生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 （番号法別表23、別表主務省令第15条）	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務 （準法定主務省令の表１）	今回削除 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務 （別表第１知事（４）） ※令和8年6月26日付の厚生労働省通知により、情報提供ネットワークシステムとの情報連携の運用が可能となったことによる。
高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務 （番号法別表123、別表主務省令第66条）	学び直し支援金の支給に関する事務　（県立学校） （準法定主務省令の表７）	令和7年改正で削除 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務 （別表第１教育委員会（３）、別表第２教育委員会（２））
	滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務 （準法定主務省令の表８）	令和7年改正で削除 国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務（別表第１教育委員会（４）、別表第２教育委員会（３））